

平成 29 年度（2017 年度）第 4 回

宝塚市上下水道事業審議会議事概要

宝塚市上下水道局

平成29年度(2017年度)第4回宝塚市上下水道事業審議会議事概要

[日 時] 平成30年1月22日(月) 午前9時30分～午前11時30分

[場 所] 宝塚市上下水道局 第1会議室

[出席委員] 田中 智泰 後藤 達也
鋤田 泰子 尾崎 平
名嘉眞 朝敏 久保田 久男
中川 智之 藤永 実枝子
頼成 誠 田村 善胤

(敬称略)

[事務局] 森 管理者
足立 局長 岡本 経営管理部長
下野 施設部長 森田 経営企画課長
松永 総務課長 植村 浄水課長
坂本 水質検査室長 坊岡 給排水設備課長
三宅 下水道課長

1 管理者挨拶〈省略〉

2 審議会の成立

事務局：委員総数12名中出席委員10名のため、宝塚市上下水道事業審議会規則第6条第2項により、本日の審議会は成立致しました。

3 傍聴希望者の確認

会 長：本日の傍聴希望者はいらっしゃいますか。

事務局：傍聴希望者はいらっしゃいません。

4 議題

会 長：では、さっそく議題に入ります。まず、議題1の「生活保護減免制度について」ですが、事務局から説明をお願いします。

事務局：お手元の資料「宝塚市上下水道料金生活保護減免制度のあり方について」の説明をさせていただきます。〈省略〉

会 長：では、この生活保護減免制度について、ご質問、ご意見を伺いたいと思います。

委員：公平の観点からいうと、生活保護を受けている方は医療費なども負担をしていないというのは考えないといけないと思います。生活保護を受けていない方はそれも負担してぎりぎりの生活をしているわけです。宝塚市の財政が今後5年間で30億あまりの財政不足だと謳っていますよね。今後の一般財源の財源不足により水道局に入ってくる財源もゼロになるかもしれないという問題もあります。減免額が3,000万円近いということも考えないといけないと思います。次世代に負の資産を残したくないので、厳しいですが、負担を公平にしていくべきだと思います。今後は税収も人口も減ることを考えないといけないと思います。

委員：資料3の厚労省からの通知にはどの程度拘束力がありますか。

事務局：各自治体がこれを完全に配慮しなければいけないというような拘束力はないと思います。配慮してくださいということだと思います。

委員：「国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断して頂くよう依頼」というのは、国が減額する分カバーしろと言っているのか、地方自治体においてもそのような付加的な政策は廃止するよう考慮しろと言っているのかどういう判断をしろという通知ですか。

事務局：本市としては、負担が重くならないようにする方向だと判断しました。

委員：国は全国に通知をしているわけで、立派な都市はいいですが、宝塚市は今後5年で30億の赤字ということがはっきりわかっているのですから、国のいうことだからとそのまま受け取るのはよくないと思いますよ。市民にその負担がかかってくるわけですから。

委員：資料2の世帯共通的経費、いわゆる電気代、ガス代、水道代の中の水道代には減免制度がありますが、電気・ガス代にも減免制度はあるのでしょうか。

事務局：それはないと思います。

委員：私自身は、基本的に生活保護費の中に水道料金が含まれての試算ということですので、減免制度の見直しには理解が得られるのですが、2点教えていただきたいのですが、一つ目は、もし今回の答申で見直すことになった場合、制度が廃止されるまでの時間的なスケジュールをどう考えているのか、二つ目は、前回は見直すべきという答申が市長の判断で覆りましたが、今回また市長の方から諮問をされたその経緯を教えて下さい。

管理者：まず期間的なご質問についてですが、議会への説明や対象世帯へのお知らせ・説明の周知期間を考慮して、半年程度の期間が必要だと思っています。また、今回諮問に至った経緯ですが、前回答申でご指摘を受けたにも関わらず社会情勢を勘案し、その際は減免を継続したわけですが、今回再度諮問を行ったのは、三田市や川西市が平成28年、平成29年に減免制度を廃止した状況や市全体として一般会計を含め今後5年間で相当な財源不足が生じる見込みだという中で全体的な事務事業の見直しが必要だということなどもあり、これらの取り巻く状況の変化をもって、次回の

料金改定を待たずに今の段階で検討すべきだろうという判断を致しました。また、前回の答申の際は今回資料でご説明させていただいたような個々の具体的な課題が十分に説明できていないということも踏まえ、改めてこの審議会でご議論いただき、その方向性を尊重していこうと考えたわけでございます。こういった背景の中で改めて市長から諮問をさせていただきましたので、その審議結果である答申については最大限尊重していくべきだと考えております。

委員：上下水道は公営企業で、独立採算であって水道料金を非常に安くする努力をしているわけです。その水道に対して、市が考えなければいけないようなことを答申として要求するのはおかしいと思います。低廉で安全な水を豊富に供給するために汗を流しているわけです。もともと水道というのは厳しい経営の中で最善の努力をしているわけで、弱者だけを考えているわけではなくて、消費者全員のことをもっと大きく考えて取組みをしているのに、特に弱者に対してもっと安くしろとか、それは一般会計において税金で考えるべきことですから、水道事業の収益を減ずる必要性はないと思います。これは一般会計の問題で、こんな余計な答申を要求すること自体が間違っていると思います。

管理者：上下水道事業として減免していることについて、市がその是非を問うことについてですが、他市の議論の中でも、上下水道事業を独立採算で経営している以上、事業としての使用料の減免はやめるべきだが、ただ市全体の福祉施策として何らかの支援が必要だということであればそれは一般会計でやるべきというご意見や、上下水道事業で減免を継続する場合は一般会計から繰入を行うべきだという意見もあるため、そういった意味も含めての諮問とご理解いただければと思います。

委員：上下水道の収入の中で宝塚市からの補助金というのは、他会計補助金の部分ですか。

管理者：水道事業と下水道事業で根本的に大きく違うのですが、水道事業の中では斑状菌対策など以外は基本的に市からの支援や援助はほとんどありません。下水道事業の場合は、雨水の処理は公費負担のため、いったん下水道事業で実施し一般会計から負担金などの名目で公費が入ってきます。汚水は基本的に使用者負担が原則ですが、経営上の問題などで一般会計からの支援が一部入ってくるという形ですので、下水道事業の方が一般会計からの負担金が大きな金額になります。

委員：今後生活保護費の引き下げが検討されているということですが、引き下げがあっても水道光熱費等が含まれているというのは変わらないという解釈でよろしいですか。

管理者：今の生活保護費の制度の中では、引き下げがされようが、それは光熱水費が含まれた上での低所得者との比較ということですので、生活保護費の中に光熱水費が含まれているという考え方に変わりはありません。

委員：次第3ページの4に挙がっている4つの課題についてですが、1番の二重給付に

当たるので解消する必要があるというのは上下水道部局としては当然の発言かなと思います。2番は共同住宅で大家さんが一律に料金をとっているとうしようもないということになると思います。3番については、福祉部局は考慮すべき施策ではあるけれども、それを上下水道部局がどうこうするものでもないのかなと思います。4番は、減益を受け入れていることについては、是正をする必要があろうかと思いません。他市にならって廃止をするというのも一つでしょうし、継続するなら保健福祉部局より相応の費用を負担していただくのは必定かと思いません。

会 長：他にいかがでしょうか。

委 員：私個人としては、これまでは二重給付ということを知りつつ市政として必要としてやっていたわけですが、現状として生活保護費を構成する生活扶助基準に光熱水費が含まれている上に、電気代・ガス代には免除措置がないのであれば、水道だけ措置をするのはおかしいと思いますし、もし配慮するにしても市の福祉政策でやるべきだと思います。減免制度の中で居住の形態によって不公平感が存在することについてもおかしいと思いますので、これも見直しの一つの大きな要因になり得ると思います。本来憲法で保障されているナショナルミニマムは国がやるべきことだと思いますので、上下水道局でそこまで配慮する必要はないと思います。企業としては費用を最小化して収益を最大化することに主眼をおくべきだと思います。

会 長：よろしいでしょうか。

委 員：水道事業として考えるべき内容ではないので、もっと他のことを議論したほうがいいのではないのですか。

会 長：いったん意見をとりまとめて答申を出さないといけません。

委 員：次回もまだこんなことを議論するのですか。水道として考えることではないと思います。

委 員：企業だから利益追求はいいとしても、最近の企業はCSRとか企業として一般の人に対しても責任を果たしていくという考え方も広まっているので、水道事業が生活保護世帯の人に対して何かの援助をするということはおかしくないのではないかと思います。減免制度自体には疑問はあるのですが、企業だから弱者を切り捨てていいという考え方はちょっと。実際問題生活が苦しい人が、生活の中で月々これから負担が増えるということは、ぎりぎりで生活している人にとっては3,500円あれば何日食べられるかという話もあるくらいですよ。市から補助が出ているとはいえ、利益が出ていないわけではないので、それをどう使うかということですから、ここで議論してもおかしくないと思います。じゃあ一般会計でと私も言いたいですが、国がぼんと投げて、そっちでなんとかしてねと言っているのと同じことをしようとしているわけですから、3,500円で一週間食べていけるのに、もうなしね、という話ですよ。

委 員：正確には毎月1,580円くらいですよ。

- 委員：個々にすれば 1,500 円とか 3,000 円とかの話ですが、全体では 2,900 万ですから。今後の資産の更新などを考えるとよほど黒字をもっておかないと資金繰り等で大変困ることになると思います
- 会長：確かに私もこの制度は見直すべきだと思います。CSR は誰がやるかという問題ですが、水道局としてやるというのができることとできないことがあると思うので、生活保護世帯をどうにかするというのは市がやるべきことであると思います。だいたい意見はまとまったかなと思うのですが、他によろしいでしょうか。
- 委員：生活保護世帯はいろんなところで優遇されていますよ。
- 委員：でも、低所得者がこれだけだからと低い方に合わせるといのはどうなのかなと思います。確かに低賃金で非正規で働いている人の方が苦勞していると思いますが、苦勞している人に合わせるとい国の考えがどうなのかなと思います。生活保護になりたいくてなっている人は少ないと思うので。ただ、確かにこれに関しては水道局がやるべきことなのかなという気はしますし、集合住宅の人にはできていないというのは、生活保護世帯の援助にはちょっとよくないのかと思います。
- 委員：低い方に合わせるのをおかしくないと個人的には思います。生活保護費はデフレやインフレといった物価水準を見ながら見直されていくでしょうし。
- 委員：減免が入った契機は消費税の値上げということでしたよね。今回不適当なことがあるということで見直しをしないといけないのではないかということですが、前回消費税を転嫁しないとけないということで、市と水道局で協議して決めたということでもよろしいですか。勘案しないとけない事情はその当時と変わっているのですか。
- 事務局：市長部局との調整についての経緯は判りかねるところがございますが、水道料金への消費税の転嫁に配慮するという形であったと思います。
- 委員：また消費税が上がる可能性が高いので、また同じようなことにならないか、そこが心配です。
- 会長：一応意見が出ましたでしょうか。議題 2 のその「その他」ですが、今後のスケジュール等について事務局から何かありますか。
- 事務局：前回 2 月、3 月の審議会について調整させていただきたいとお願い致しましたが、2 月については、2 月 27 日火曜日午後 2 時から、3 月については、3 月 13 日火曜日午後 2 時からで、近づきましたら別途通知を送らせていただきたいと思います。
- 管理者：今、今後の日程を説明致しましたが、もともと 2 月にも再度ご議論いただいて、3 月に答申の骨子的なものと想定しておりましたが、今日の議論でいきますと、今日の段階で次回ほぼ答申の骨子的なものお示しをさせていただいてもいいのかなと思います。具体的な骨子の内容としましては、事務局と会長ですり合わせをさせていただいて整理をさせていただいてから委員の皆様にお示しさせていただくようにすすめてはどうかと思うのですが。その場合、2 月 3 月のどちらか 1 回でということ

になるかと考えております。

委員：会長いいですね。

会長：はい。

委員：ただ、今日休んでいる委員の方のご意見がどうか。

管理者：その点は本日の会議録を欠席の皆様にお示しをし、ご意見をいただいてその上で全体的な骨子の内容を整理したいと思いますのですが、会長との日程調整もございまして、先ほどの日程についてももしかすると2月はなくなって3月だけとか、2月の段階で一定固めるとかになるかもしれませんが、いずれにしましても2月、3月のいずれかで骨子的なものをお示しできるような努力したいと思います。

委員：次の課題は何ですか。

管理者：平成30年度予算の概要などを審議会にご報告する必要があるかと思っています。

委員：一市民として、単年度予算だけではなく長期的な展望をお伺いできればと思っています。

管理者：平成30年度予算のお話の中で、施設の更新等に関する更新率等もご説明させていただきたいと思っています。

事務局：事務連絡がございます。机の上に前回の議事概要を置かせていただいておりますので、修正等ございましたら、今月末までにご連絡をいただければと思います。

会長：では、本日の議題は以上です。

5 閉会

事務局：閉会にあたりまして、森管理者からご挨拶申し上げます。

管理者：〈挨拶省略〉

事務局：本日の審議会はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

平成29年度(2017年度)第4回 宝塚市上下水道事業審議会

日時：平成30年(2018年)1月22日

午前9時30分～

場所：宝塚市上下水道局 第1会議室

会 議 次 第

1 開 会

森管理者挨拶

2 議 題

議題1. 「上下水道料金の生活保護減免制度のあり方」について

議題2. その他

3 閉 会

宝塚市上下水道料金生活保護減免制度のあり方について

1 生活保護減免制度の経過について

(1) 生活保護減免制度の創設

平成9年度から消費税率が3%から5%に改定されることを機会に、それまでは水道料金・下水道使用料に転嫁していなかった消費税相当分を転嫁することとし、料金の改定を行いました。

この方針決定に際して審議いただいた宝塚市水道事業経営審議会（現在の宝塚市上下水道事業審議会の前身）から、「消費税の導入に併せて、他方で、低所得者等の生活困窮者に対する社会政策的配慮について、市福祉部局とも調整しつつ検討すべきことを提言したい。（平成8年4月答申）」との答申を得たこともあり、消費税の転嫁は使用者の負担増となることから、生活困窮者に対する配慮として、生活保護受給世帯を対象とした生活保護減免制度（以下、「福祉減免制度」と言います。）を新設しました。

制度の内容については、水道料金については基本料金を、下水道使用料については基本料金及び従量料金の20㎡まで（2ヶ月あたり）を、それぞれ減免することとし、以降、現在も制度を続けています。

福祉減免制度による料金減免のモデルケース*1については、資料1をごらんください。

(2) 福祉減免制度見直しの考えと上下水道局の判断

平成27年3月、「下水道事業経営のあり方について」を主題として貴審議会においてご議論いただいた際、福祉減免制度のあり方についてもご意見をいただき、最終的に「生活保護世帯に対するいわゆる福祉減免は、昨今の社会経済情勢等に配慮する必要はあるものの、水道料金及び下水道使用料は厚生労働省が定めた生活扶助基準の中に含まれており*2、使用者の負担の公平性を図る観点から、上記福祉減免制度を見直すべきである。（平成27年3月答申）」との答申をいただきました。

その後、下水道使用料の改定を実施するにあたり、福祉減免制度を廃止とするか否かについて上下水道局において熟考しましたが、平成27年当時は生活保護費について3ヵ年をかけて段階的に引き下げられている状況にあり、厚生労働省事務次官からも、これらの影響への配慮を促す「生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」との通知*3が出されるなど、下水道使用料改定による負担増に対する社会的経済情勢に配慮する必要があると判断したことから、また、阪神間においても同様の制度を持つ自治体があったことから、答申においては見直すべきとのご意見をいただきましたが、引き

続き生活保護世帯への一定の配慮が必要と判断するに至り、福祉減免制度は廃止とせず当面は継続し、次回の下水道使用料見直しの際に再度検討することとしました。

* 2は資料2を、* 3は資料3をご覧ください。

2 福祉減免世帯数、減免金額の推移

(1) 過去6年間の、本市における生活保護世帯数は以下のとおりです。

	生活保護 世帯数
平成23年度	1,663
平成24年度	1,719
平成25年度	1,733
平成26年度	1,840
平成27年度	1,886
平成28年度	1,927

(2) 福祉減免制度を適用している世帯数及び減免した金額は以下のとおりです。

	水道料金 減免額(円)	下水道使用 料減免額(円)	減免額 合計(円)	水道減免 世帯数	下水道減免 世帯数
平成23年度	17,671,824	8,796,451	26,468,275	1,387	1,326
平成24年度	17,614,747	9,308,912	26,923,659	1,477	1,412
平成25年度	15,863,670	9,567,192	25,430,862	1,529	1,464
平成26年度	15,635,592	9,577,710	25,213,302	1,542	1,480
平成27年度	16,653,528	10,090,872	26,744,400	1,570	1,511
平成28年度	16,878,348	12,470,032	29,348,380	1,599	1,539

(3) 生活保護世帯数に差があることについて

上記の世帯数を比較すると、生活保護受給全世帯よりも水道料金・下水道使用料の減免を適用している世帯数の方が2割程度少なくなっています。

これは、上下水道使用料金の福祉減免の対象となる者は、「生活保護法（昭和25年法第144号）第6条第1項に該当する生活保護世帯で、かつ宝塚市内に居住し、上下水道局と給水契約をしている者」と要綱*4において定めているため、集合住宅に居住

し、家主が水道料金等を徴収している場合は、上下水道局と給水契約をしているのは生活保護世帯ではなく家主であることから、減免の対象としていないことによるものです。

* 4は資料4をご覧ください。

3 阪神間各市町における生活保護減免の状況

市名	水道料金の減免制度	下水道使用料の減免制度
宝塚市	基本料金（消費税相当額含む）	基本使用料（消費税相当額含む）及び従量使用料のうち 20 m ³ までを減免
尼崎市	元から制度なし	平成 21 年 4 月廃止
西宮市	平成 18 年 4 月廃止	平成 18 年 4 月廃止
芦屋市	元から制度なし	基本使用料（消費税相当額含む）
伊丹市	元から制度なし	元から制度なし
川西市	平成 29 年 4 月廃止	平成 29 年 4 月廃止
三田市	平成 28 年 4 月廃止	平成 28 年 4 月廃止
猪名川町	元から制度なし	元から制度なし

4 福祉減免制度のあり方に関する課題

福祉減免制度のあり方について議論が必要な課題として、以下の項目が挙げられます。

- (1) 生活保護費を構成する生活扶助基準に光熱水費が含まれており、減免制度が二重給付に当たると考えられることについての是非。
- (2) 生活保護世帯間でも、居住の形態によって減免の対象となる世帯とそうでない世帯があるなど、減免制度の中でも不公平感が存在すること。
- (3) 下水道使用料改定の際に、一定の配慮の必要があると判断し制度を継続したが、現在、平成 30 年度からの生活保護費の引き下げが検討されており*⁵、引き続き一定の配慮の必要性。（資料5をご覧ください）
- (4) 公営企業の事業として福祉減免制度を設け、収益を減ずることの事業経営上の適否。

資料編

水道料金・下水道使用料 減免モデルケース

上下水道料金のしくみ	
一般的な口径 13 mmメーター 1か月あたり (金額は税抜き)	
○ 水道料金	① 基本料金 800円 ② 使用量 10m ³ まで 1m ³ あたり 20円 以降、10m ³ ごとに単価逡増
○ 下水道使用料	① 基本料金 530円 ② 使用量 10m ³ まで 1m ³ あたり 25円 以降、10m ³ ごとに単価逡増

生活保護減免制度	
○ 水道料金	基本料金のみを免除 (上記①)
○ 下水道使用料	基本料金と 10m ³ までの使用量にかかる料金を免除 (上記①と②)

検針サイクル (=請求サイクル)	
○ 2か月に一度	

料金請求モデル			
○ 1か月に 10m ³ 使用したと想定			
○ 1回の請求は2か月分			
○ 請求額	水道料金	①基本料金 1,600円 ②使用量 20m ³ 400円	合計 2,000円
	下水道使用料	①基本料金 1,060円 ②使用量 20m ³ 500円	合計 1,560円
			総合計 3,560円

生活保護減免制度を適用した時の料金			
	水道料金	①基本料金 0円 ②使用量 20m ³ 400円	合計 400円
	下水道使用料	①基本料金 0円 ②使用量 20m ³ 0円	合計 0円
			総合計 400円

厚生労働省社会保障審議会—福祉部会

生活保護制度の在り方に関する専門委員会 第2回（平成15年9月30日）

資料1から抜粋

現行の生活保護基準等について

生活扶助基準（第1類費、第2類費、加算）

- 生活扶助基準は、衣食などのいわゆる日常生活に必要な基本的、経常的経費についての最低生活費を定めたものである。この生活扶助基準は、第1類費と第2類費に分けられ、そして特別の需要のある者にはさらに各種加算が合算される。

【第1類費（個人的経費）】

飲食物費や被服費など個人単位に消費する生活費についての基準であり、年齢別に設定されている。

【第2類費（世帯共通的経費）】

世帯全体としてまとめて支出される経費であり、例えば、電気代、ガス代、水道代などの光熱水費や家具什器費などである。この第2類費は、世帯人員別に設定されている。

なお、冬季においては、寒冷の度合いなどにより、暖房費などの必要額が異なるため、こうした事情を考慮し、都道府県を単位として地域別（6区分）に冬季加算額が設定されている。

厚生労働省発社援1112第1号
平成27年11月12日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働事務次官
(公印省略)

生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について (通知)

生活扶助基準については、その適正化の観点から、平成25年8月1日から3年程度かけて段階的に新たな基準への見直しを行ったところです(平成25年8月、平成26年4月、平成27年4月)。

生活扶助基準の見直しについては、これに伴い、他制度に影響が生じる可能性が指摘されていることから、政府としてはできる限り影響が及ばないようにするため、平成25年2月5日に全閣僚で対応方針(以下「政府の対応方針」という。)(別添1)を確認しています。

また、これまで各地方公共団体に対しては、当職から通知^{*}を発出し、政府の対応方針をお示しするとともに、その趣旨を御理解いただき、各地方公共団体で独自に実施されている事業についても適切に御判断・御対応いただくようお願いさせていただいたところです。

3年程度かけて実施した生活扶助基準の見直しは、本年4月で終了したところですが、政府においては、政府の対応方針を踏まえ、今後予算編成に向けた作業を進めていくこととなります。各地方公共団体におかれましても、政府の対応方針の趣旨を御理解いただいた上で、独自に実施されている事業へ今後生じ得る影響に関して、引き続き適切に御判断・御対応いただきますようお願いいたします。

なお、「生活扶助基準の見直しに伴い影響が生じる他の国の制度の例」(別添2)を添付し、国の対応を例として示しておりますので、各地方公共団体におかれては、内部部局に広範な周知をお願いするとともに、各都道府県におかれては、貴管内市区町村に対する周知につき、御配慮をお願いいたします。

※「生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」(平成25年5月16日付け厚生労働省発社援0516第2号厚生労働事務次官通知)

「生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」(平成25年9月3日付け厚生労働省発社援0903第1号厚生労働事務次官通知)

「生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」(平成26年4月15日付け厚生労働省発社援0415第1号厚生労働事務次官通知)

「生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」(平成26年9月29日付け厚生労働省発社援0929第4号厚生労働事務次官通知)

「生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」(平成27年4月10日付け厚生労働省発社援0410第3号厚生労働事務次官通知)

生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について(対応方針)

1. 個人住民税の非課税限度額等

(医療保険等の自己負担限度額の軽減など、非課税限度額を参照しているものを含む)



- 25年度は影響は無い。
- 26年度以降の税制改正において対応。
- 非課税限度額を参照しているものは、26年度以降の税制改正を踏まえて対応。

2. その他生活扶助基準の見直しに直接影響を受け得る国の制度



- ① 生活扶助基準の見直しに伴う他の制度への影響については、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないよう対応することを基本的考え方とする。(就学援助、保育料の免除、児童養護施設等の運営費等)
- ② ただし、生活保護と同様の給付を行っているような制度については、生活保護の基準の例により給付を行う。(中国残留邦人への給付等)

3. 地方単独事業

(例: 準要保護者に対する就学援助)



- 国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断して頂くよう依頼

【別添1: 平成25年2月5日 閣僚懇談資料】

資料13.9.2

生活扶助基準の見直しに伴い影響が生じる他の国の制度について

①生活扶助基準を参照しているもの

平成27年度の国の対応の例

生活保護受給者に特例的な取扱いをしているもの

例)小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業、養育医療給付事業、結核児童療育給付事業
就学援助制度における学用品費等の支給 等

＜小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業、養育医療給付事業、結核児童療育給付事業＞
生活扶助基準の見直しにより保護廃止となる者について、市町村民税非課税世帯のうち、特に困窮していると市町村が認めた世帯については、自己負担を無料とする取扱いができるようにより、生活扶助基準見直しによる影響が及ばないようにする。

＜就学援助制度における学用品＞
25年度当初に要保護者として就学支援を受けていた者で、引き続き、特に困窮していると市町村が認めた世帯については、要保護者としての国庫補助申請を認める取扱い。

金額の設定に当たり生活扶助基準を参照しているもの

例)児童保護費等負担金等(児童養護施設等の運営費)
戦傷病者特別援護法
個人住民税の非課税限度額 等

＜児童保護費等負担金等＞
「一般生活費」等については、これまでに準拠していた「標準世帯」の設定が行われなくなったことなどを踏まえ、生活扶助基準を参照することを見直しの上で、子どもの生活に必要な物品等の物価動向を反映。

＜戦傷病者特別援護法に基づく療養手当＞
従来、生活扶助基準のスライド率を用いて改定してきたが、受給者の状況に配慮し、国民の消費動向等のみを勘案し、改定せず(生活扶助基準のスライド率は反映させず据え置き)。

＜個人住民税の非課税限度額＞
平成27年度税制改正において住民税非課税限度額は据え置き。

②住民税非課税限度額を参照しているもの

対象者等の設定に当たり住民税非課税世帯等を参照しているもの

例)介護保険料の段階区分、医療保険等の自己負担限度額等

＜介護保険料の段階区分、医療保険等の自己負担限度額等＞
平成27年度税制改正において住民税非課税限度額が据え置きとされたことを踏まえ、対象者等の設定については、変更せず。

金額の設定に当たり住民税非課税限度額を参照しているもの

例)国民年金保険料の申請免除

＜国民年金保険料の申請免除＞
平成27年度税制改正において住民税非課税限度額が据え置きとされたことを踏まえ、金額の設定については、据え置き。

【別添2：平成27年度の国の対応の例】

資料5.6.3

生活保護被世帯に対する水道料金及び下水道使用料の減免に関する要綱

(目的)

第1条 経済的に生活困窮状態にある生活保護受給者に対して、水道料金及び下水道使用料(以下「上下水道使用料金」という)についてその負担を軽減するため、本要綱を定める。

(根拠)

第2条 本要綱は宝塚市水道事業給水条例(以下「市給水条例」という)第32条、及び市給水条例施行規程第20条第1項、宝塚市下水道条例(以下「市下水道条例」という)第27条、及び市下水道条例施行規程第24条第2項に基づいて、減免措置を講じるものとする。

(減免の対象者)

第3条 本要綱により上下水道使用料金の減免の対象となる者は、生活保護法(昭和25年法第144号)第6条第1項に該当する生活保護被世帯で、かつ宝塚市内に居住し、上下水道局と給水契約をしている者又は、下水を公共下水道に排除してこれを使用している者とする。

(減額の範囲)

第4条 本要綱に基づく水道料金の減額は、市給水条例第25条に規定する水道料金の基本料金とする。また、下水道使用料の減額は市下水道条例第15条第1項に規定する下水道使用料の基本使用料及び従量使用料のうち10立方メートルまでの額とする。

(減額の申請)

第5条 本要綱に基づき上下水道使用料金の減額を受けようとする者は、事前に様式第1号により、上下水道事業管理者に申請書及び市福祉事務所長の生活保護被世帯証明書を提出しなければならない。

(減免の開始時期)

第6条 本要綱に基づき、上下水道使用料金の減額申請書を受け付けたときは、市上下水道事業管理者はすみやかに減免対象者に該当するかの有無を調査し、該当者に受理日から最初に請求する上下水道使用料金より減額するものとする。

(減免の取り消し)

第7条 本要綱に基づき上下水道使用料金の減免を受けている者が、その対象外になったときは、市上下水道事業管理者は市福祉事務所長からの通知により、それ以降に発生する請求分から減免を解除するものとする。

(その他)

第8条 本要綱及び減免申請等に疑義が生じた場合は、市上下水道事業管理者は市福祉事務所長と協議を行い、取り扱いを決定するものとする。

附 則

- 1 本要綱は平成9年4月1日から施行し、平成9年度第2期分の請求時から適用するものとする。
- 2 本要綱は平成20年4月1日から施行し、平成20年度第1期分の請求時から適用するものとする。

○宝塚市水道事業給水条例

(給水契約の申込み)

第15条 水道を使用しようとする者は、管理者の定めるところによりあらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(料金の支払義務)

第24条 水道の給水料金(以下「料金」という。)は、水道の利用者から徴収する。
(平9条例43・一部改正)

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第32条 管理者は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他費用を軽減又は免除することができる。

○宝塚市水道事業給水条例施行規程

(料金の減免)

第20条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、条例第32条の規定により料金を減免することができる。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護を受けている世帯で、世帯主から申請があったとき。

(2) 災害その他特にやむを得ない事由があるとき。

(3) その他管理者が必要と認めるとき。

2 前項に掲げる減免の額は、次の各号のとおりとする。

(1) 第1号に該当するときは、条例別表に定める料金区分の一般用の基本料金とする。

(2) 第2号又は第3号に該当するときは、管理者がその都度額を決定する。

(昭62水管規程1・追加、平9水管規程2・一部改正)

○宝塚市下水道条例

(使用開始等の届出)

第 10 条 下水を公共下水道に排除してこれを使用しようとする者(法第 11 条の 2 に規定する者を除く。)は、あらかじめ、その使用開始の時期等を上下水道事業管理者に届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用しようとする場合は、この限りでない。

2 前項の規定による届出をした者(法第 11 条の 2 及び次条の規定による届出をした者を含む。以下「使用者」という。)は、その使用を休止し、若しくは廃止し、又はその休止していた使用を再開したときは、遅滞なく、その旨を上下水道事業管理者に届け出なければならない。

(使用料の徴収)

第 14 条 市は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

(以下省略)

(使用料の減免)

第 27 条 上下水道事業管理者は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、第 14 条に規定する使用料を減免することができるものとする。

(平 17 条例 17・一部改正)

○宝塚市下水道条例施行規程

(使用料の減免)

第 24 条 条例第 27 条の規定に基づく使用料の減免は、次に定めるとおりとする。

- (1) 使用者が水道の使用料の減免を受けたとき。別に管理者が定める基準に応じた額
- (2) 使用者が生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 1 項に規定する被保護者であるとき。条例別表第 1 に定める基本使用料及び従量使用料のうち 10 立方メートルまでの額
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、管理者が特に必要があると認めるとき。その都度管理者が定める額

2 前項第 2 号及び第 3 号の規定により使用料の減免を受けようとする者は、公共下水道使用料減免申請書を管理者に提出しなければならない。

3 管理者は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適否を決定し、当該申請者に公共下水道使用料減免決定通知書により通知するものとする。

最大13%減 母子加算2割カットも

2017年12月8日

毎日新聞（インターネット版新聞記事）

厚生労働省は8日、生活保護費に関し、食費や光熱費など生活費の受給額の見直し案を社会保障審議会の部会に示した。大都市部では減額となる世帯が多く、カット幅は最大13.7%に上る。母子家庭に対する加算（母子加算）については平均2割カットになる可能性があるとした。厚労省はカット幅の大きい世帯については減額幅の縮小や段階的な実施などの緩和措置を取ることも検討した上で2018年度から実施する。

生活保護の生活費は最低限度の生活を営むのに必要な水準が支給され、生活保護を受けていない低所得世帯と同じ生活水準になるよう算出。5年に1度見直している。

厚労省は、現在の受給額と低所得世帯の消費実態を比較し、統計処理の異なる2案を示した。

それによると、「40代夫婦と中学生、小学生」（大都市部）の4人家族の受給水準は低所得世帯より最大13.7%高く、その分、引き下げる。共に65歳以上の夫婦の世帯も10%超のカットになる。大都市部では多くは減額になるが、地方都市では増額となるケースもある。

一方、母子加算については、両親のいる世帯の生活水準と比較し、差額を支給する。今回の試算では、子ども1人の場合で差額は1万7000円で、現行の母子加算（平均2万1000円）は2割（4000円）高かった。

中学生までの子どもがいる世帯に支給する児童養育加算（子どもが0～2歳の場合1万5000円、3歳以上は1万円）は、支給対象を現在の「中学生まで」から「高校生まで」に拡大するが、金額は年齢によらず一律1万円とする。

5年前の前回見直しでは、デフレなどを考慮して平均6.5%減とし、段階的に引き上げた。

厚労省の試算による検証結果

世帯例	現在の生活保護受給額①	最低所得世帯の生活費②	①と②の最大差額
40代夫婦と子ども2人	18万5270円	15万9960円 17万9200円	2万5310円 (13.7%)
40代母親と子ども2人	15万5250円	14万5710円 14万4240円	1万1010円 (7.1%)
50代単身世帯	8万1600円	7万5250円 7万6360円	4910円 (6.1%)
75歳単身世帯	7万4630円	6万8840円 6万9920円	5790円 (7.8%)
共に65歳の夫婦世帯	11万9200円	11万8250円 10万6020円	1万3180円 (11.1%)

※大都市部など受給額の最も高い地域で比較。生活費の上段は消費実態のデータ、下段は世帯人員数に対する消費支出の指数などを用いて算出